

2011. 4. 5 April

Vol. 623

年金報

発行所 社団法人日本国民年金協会
 編集発行人 河野 暁
 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5
 TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894
<http://www.nenkin.or.jp/>
 E-mail: koho08@nenkin.or.jp
 振替 東京 00190-2-77193
 年間購読料 1,890円 (税込・送料共)
 (昭和34年3月30日第3種郵便物認可)

Contents

- 2 かわる わかる
平成23年度から変わる年金制度のポイント
年金保険料・年金保険額の引下げのほか23年度に実施される改正点をまとめました。
- 3 東日本大震災関連情報
厚年保険料や社会保険料等の納期限が延長されるなどの措置が講じられています。
- 4 頑張る！ 年金事務所
花巻年金事務所
取材に伺ったのは、大震災の10日前。被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。
- 6 新たな救済策は特例法で
「運用3号」が廃止に
不公平感が強く、市区町村の現場で混乱が多かった「運用3号」の抜本改善策が示されました。

Topics

すべての年金事務所が開所に

3月29日に 石巻年金事務所開所で

三月二十九日より、被災していた宮城県の石巻年金事務所が開所し、すべての年金事務所が開所したことを日本年金機構が発表した。なお、石巻年金事務所では、当面、書類の受付等のみとなる。

ただし、オンラインの状況や電力会社の計画停電などの影響により、年金相談(週の初日の「時間延長」なども含む)など一部または全部の業務を行えない場合があるという。

年金事務所管内の「届書または申請書(被保険者資格取得届・喪失届、被保険者資格証明書交付申請書、源泉徴収票再交付申請書など)」は、他の年金事務所(県外含む)でも受付する。また、個人の年金相談は、全国どこでも年金事務所でも受付ける。

**在老の支給停止基準額
47万から46万へ改定**

平成二十三年四月一日から在職

高齢年金における支給停止調整(変更)額が四七万円から四六万円に改定予定であることを厚労省年金局が三月二十八日に発表した。なお、基本月額額の二八万円は現行のとおり据え置かれる【二面に関連記事】。

**「ねんきんネット」
約2万6千件が申込み**

ねんきんネットのサービスを開始した二月二十八日から三月六日までの一週間での利用状況を、三月八日に開催された第二回年金記録回復委員会での日本年金機構が報告した。

ユーザーID申込件数は二六、一八二件(新規申込二七、一五八件、従来の「年金個人情報提供サービス」のユーザーIDからの切替え九、〇二四件)。

記録照会件数は二六、二一九件で、内訳はインターネット二五、五七四件、市区町村一九九件、郵便局七三件、年金事務所

等三七三件だった。

**年金被保険者情報を
国保適用事務に活用可**

厚労省保険局は二月二日、国民健康保険の適用事務における年金被保険者情報の活用について通知を発出した。

これは、市区町村の国民健康保険担当部局における資格取得及び資格喪失処理を正確かつ迅速に行い、国民健康保険の適用促進を図る観点から、これまで国民年金事務に活用していた年金被保険者情報を国民健康保険被保険者の適用に関する事務にも活用することを目的に実施されている。

日本年金機構から国民健康保険担当部局に提供される年金情報は、次のとおり。

- ①国民年金被保険者原簿情報
- ②国民年金第二号被保険者喪失情報
- ③第二号被保険者資格喪失者一覧表(以下「二号喪失一

覧表)④第一号・第三号被保険者資格喪失・喪失訂正者一覧表(以下「一・三号喪失一覧表」)⑤国民年金被保険者異動リスト。なお、①及び②は、国民年金被保険者情報照会システムにより、また③から⑤までは、紙リストにより提供される。

国民健康保険担当部局における年金被保険者情報の活用方法は、①国民健康保険の資格取得処理(二号喪失一覧表の活用)②国民健康保険の資格喪失処理(一・三号喪失一覧表の活用)③国民健康保険の資格取得・喪失年月日の確認、国民健康保険資格取得届・喪失届勸奨業務、職権による資格喪失処理など。

情報提供を受けるには、平成二二年度に実施されたモデル事業で覚書を締結している市区町村以外は、機構と新たに覚書を交わす必要があるので注意が必要となっている。

謹んで地震災害のお見舞いを申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧とみなさまのご健康を心よりお祈り申し上げます。

社団法人 日本国民年金協会 会長 阿部 恂
職員一同



上田城の桜 (写真提供 長野県上田市)

わかる
わかる

平成23年度から変わる年金制度のポイント

国民年金法施行令等の一部を改正する政令(平成二十三年三月三十一日政令第八一号。以下「二三年改正政令」とす)等による、年金額の改定など、平成二十三年度における国民年金、厚生年金保険関係の主な改正点を掲げる。

●平成二十三年度の国民年金の追納保険料額

平成二十三年度における国民年金保険料の追納に係る加算率が決定した。これを受けて、平成一三年度から平成二〇年度までに免除された国民年金の保険料を平成二十三年度中に追納する場合作る。追納額が、平成二十三年四月一日に表1のように定められた。なお、直近の二年度前までの平成二十二年と平成二十一年に免除された保険料については、加算がされないことになっている。

表1 平成23年度の国民年金保険料の追納額

免除された年度	4分の1免除	半額免除	4分の3免除	全額免除
平成13年度	—	—	—	15,350円
平成14年度	—	7,380円	—	14,760円
平成15年度	—	7,270円	—	14,540円
平成16年度	—	7,170円	—	14,340円
平成17年度	—	7,190円	—	14,380円
平成18年度	3,610円	7,220円	10,830円	14,440円
平成19年度	3,610円	7,230円	10,840円	14,470円
平成20年度	3,640円	7,290円	10,940円	14,580円

*半額免除は平成14年4月に、4分の1免除と4分の3免除は平成18年7月に、それぞれ創設された。

●年金額の改定 ○・四%引下げ

総務省が今年の一月に発表した平成二二年の年平均の全国消費者物価指数によって、年金額が○・四%減額して改定される。これが明らかになったが、これが今回の政令改正によって正式に決定された。ただし、この額は、いわゆる平成六年改正水準の年金額とされている。改定額の主なものについては、表2を参照されたい。

●国民年金法による改定の率の改定等に関する政令の改正
国民年金法による改定の率の改定等に関する政令(平成一七年政令)の改正
この平成六年改正水準の年金額七万八千九百円と次項の①の本来の年金額である七万九千二百円とを比較して、前者のほうが高額になるため、平成二十三年度は前者による年金が支給されることになる。

①平成一六年改正による年金額の改定等

平成二十三年度における「国民年金法第二七条に規定する改定率」が平成二十二年の○・九九二から○・九八五に改められた。この結果、平成二十三年度の本来の年金額は、満額の老齢基礎年金の場合、七万九千九百円(平成一六年法律改正による法定価格)×0.985)となる。

表2 主な年金額(年額)の改定の推移

	平成12年法定価格	平成18~22年度までの価格	平成23年度価格
物価スライド率	—	0.985	0.981
老齢基礎年金 障害基礎年金(2級) 遺族基礎年金	804,200円	792,100円	788,900円
障害基礎年金(1級)	1,005,300円	990,100円	986,100円
配偶者、第1子・ 第2子の加算額、 加給年金額	231,400円	227,900円	227,000円
第3子以降の加算額、 加給年金額	77,100円	75,900円	75,600円
老齢厚生年金の配偶者 加給年金額の特別 加算(受給権者の生 年月日に応じて)	34,100円~ 170,700円	33,600円~ 168,100円	33,500円~ 167,500円

②国民年金保険料は月額一万五、〇二〇円
国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額は平成二十三年度における「再評価率」の改定

③外国人の脱退一時金の改正
改定政令第三条の改正により、平成二十三年度における「国民年金法附則第九条の三の二第八項に規定する脱退一時金(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金)の額が定められ、表3の額となった。

表4 特別一時金の金額

一時金の対象となる保険料納付済期間	金額
1年以下の期間	27,100円
1年を超え 2年に達するまでの期間	54,200円
2年を超え 3年に達するまでの期間	81,200円
3年を超え 4年に達するまでの期間	108,300円
4年を超え 5年に達するまでの期間	135,400円
5年を超え 6年に達するまでの期間	162,600円
6年を超え 7年に達するまでの期間	189,700円
7年を超え 8年に達するまでの期間	216,800円
8年を超え 9年に達するまでの期間	243,800円
9年を超え 10年に達するまでの期間	270,900円
10年を超え 11年に達するまでの期間	297,900円
11年を超え 12年に達するまでの期間	325,100円
12年を超え 13年に達するまでの期間	352,200円
13年を超え 14年に達するまでの期間	379,200円
14年を超え 15年に達するまでの期間	406,300円
15年を超え 16年に達するまでの期間	433,400円
16年を超え 17年に達するまでの期間	460,500円
17年を超え 18年に達するまでの期間	487,600円
18年を超え 19年に達するまでの期間	514,700円
19年を超え 20年に達するまでの期間	541,800円
20年を超え 21年に達するまでの期間	568,900円
21年を超え 22年に達するまでの期間	596,000円
22年を超え 23年に達するまでの期間	623,100円
23年を超え 24年に達するまでの期間	650,100円
24年を超え 25年に達するまでの期間	677,100円

表3 平成23年度の日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の額

対象月数	金額
6月以上 12月未満	45,060円
12月以上 18月未満	90,120円
18月以上 24月未満	135,180円
24月以上 30月未満	180,240円
30月以上 36月未満	225,300円
36月以上	270,360円

④報酬比例部分の年金額算出のための再評価率の改定
平成二十三年度における「再評価率」の改定
国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額は平成二十三年度における「再評価率」の改定

⑤在職老齢年金の支給停止基準額が四七万円から四六万円へ
平成二十三年度の四月以後の「六五歳以上の者の在職老齢年金の規定の支給停止調整額及び六〇歳以上の者の在職老齢年金の規定の支給停止調整額」が改定された。この場合の再評価率には、平成一六年法律改正による報酬比例部分の年金額算出に係るものをはじめ、昭和六〇年法律改正前の船員保険の被保険者期間に係る再評価率などがある。

⑥平成一二年改正水準の
昭和六〇年改正法附則第九四条による特別一時金の額が表4のように改められた(二三年改正政令第三条による国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令)。

⑥歳以上六五歳未満の者の在職老齢年金の規定の支給停止調整額改定の改定が行われ、これらの条文中の「四八万円」を「四六万円」と読み替えることとされた。なお、今回の改正前の平成二十二年においては、「四八万円」を「四七万円」と読み替えることとされていた。

●特別一時金の額の改定
昭和六〇年改正法附則第九四条による特別一時金の額が表4のように改められた(二三年改正政令第三条による国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令)。

従前額改定率の改定
平成二十三年度における「従前額改定率の改定」が行われ、従前額改定率が平成二十二年の○・九九三から○・九八六に改められた。

東日本大震災関連情報

平成二三(二〇一〇)年に起きた、東日本大震災の年金関係の対応についてまとめました。

国民保険料の特例免除等

厚生省年金局と日本年金機構は三月一八日、国民年金保険料の特例免除制度及び口座振替停止の取扱いについて次のように発表した。

①被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね二分の一以上の損害を受けた方は、国民年金保険料は全額免除する。

②免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市区町村またはお近くの年金事務所へ問い合わせる。

③免除の申請手続きは、二三年七月末日までに行うこと。

なお、保険料の口座振替の利用者で、被災により今後の保険料納付が困難な人は、口座振替の停止手続きをとる必要がある。さらに、国民年金保険料免除申請書に被災状況届(国民年金保険料免除申請用)を添付する必要がある。記載された書類は、住所地の市区町村または最寄の年金事務所へ提出する。また、本人が提出できない場合は委任状が必要という。

照会先 年金局事業管理課・日本年金機構

厚生年金保険料等の納期限延長

厚生省年金局は、地震により多大な被害を受けた地域における厚生年金保険料等の納期限の

延長を行うことについて三月三日付けで日本年金機構理事長あてに通知し、二四日、対象地域等を正式に決定する告示を行った。

今般の地震によって多大な被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在地のある事業主等に対して、厚生年金保険料等(厚生年金保険料、船員保険料、全国健康保険協会)の管掌する健康保険料、子ども手当に係る拠出金等の納期限の延長を行う。これにより、上記の地域にある事業主等については地震が発生した三月一日以降に到来する保険料等の納期限が自動的に延長されることになった。この措置により、納期限が延長される保険料等は、「納期限が三月三十一日である二ヶ月分保険料等」から「延長後の納期限の前日までの間に本来の納期限が到来する月分の保険料等」までが対象となる。なお、延長後の納期限は、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していく。

また、上記以外の地域にある事業主でも、今般の地震による財産に相当な損害(災害による損失額が全財産額のおおむね二〇%以上、損失の額には、保険金または損害賠償金その他これ

に類するものにより補てんされた金額を除く)を受けたときに、三月一日以降に納期限が到来する保険料等については、一年以内の間に納期限の猶予を受けることができる(表参照)。

照会先 年金局事業管理課
労働保険料等の納期限延長

厚生省労働基準局と職業安定局は二四日、地震の発生に伴い労働保険料等の納期限の延長を行うことについて、対象地域等

を正式に決定する告示を行った。今般の地震により多大な被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在地のある事業主等に対して、労働保険料等(労働保険料、特別保険料、一般拠出金並びに障害者雇用納付金)の納期限の延長を行う。具体的には、多くの事業主は七月一日が納期限のものから三月三十一日が納期限のものに適用される。障害者雇用納付金は、五月一日に納付期限が到来するものから適用される(一部の建設業の事業主を除く)。

厚生年金保険料等の納付の猶予の基準及び猶予する期間

区分	被災の程度	猶予期間	備考
1. 全財産で判定する場合	全財産の価額に占める災害による損失の割合がおおむね20%から50%までの場合	8ヶ月	納付義務者の全財産とは、災害を受ける前の直近の決算書の貸借対照表の資産の合計額とする。また、損失の額とは財産の評価額及び付随する諸費用等その他実態を踏まえた額とする。この場合、負債の部の額は考慮しない。
	全財産の価額に占める災害による損失の割合が50%を超える場合	1年	
2. 重要な財産で判定する場合(基準の特例)			
(1)全財産の額のうち有形固定資産及びたな卸し資産の額の占める割合が50%以下の場合	①有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の割合が20%から50%までの場合	8ヶ月	左記の損失の割合は、その財産ごとに判定しても差し支えない。
	②有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の割合が50%を超える場合	1年	
(2)全財産の額のうち有形固定資産及びたな卸し資産の額の占める割合が50%以下の場合	①有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の割合が10%から25%までの場合	8ヶ月	左記の損失の割合は、その財産ごとに判定しても差し支えない。
	②有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の割合が25%を超える場合	1年	

(注) 保険金又は損害賠償金その他に類するもの(見舞金を除く)により補てんされた金額は上記の損失の額から控除する。

また、上記対象地域以外の地域にある事業主でも、今般の地震により財産に相当な損失を受けたときには、三月一日以降に納期限が到来する労働保険料等(災害の発生により損失を受けた日以降、災害がやんだ日以前に納期限が到来する労働保険料等が対象)について、事業主の方の申請に基づき、一年以内の間に納期限の猶予を受けることができる。

照会先 労働基準局
労働保険料について

照会先 労働基準局
労働基準監督署
労働者雇用納付金について

「年金図書」平成23年度改訂のご案内



国民年金ハンドブック (平成23年度版)
A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)
制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。
＜平成23年5月発刊予定＞



年金相談の手引 (平成23年度版)
A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)
国民年金・厚生年金の受給条件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。
＜平成23年5月発刊予定＞



年金相談AからZ (平成23年度版)
B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)
東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。
＜平成23年6月発刊予定＞



現場力を高める!! **年金相談Q&A** (平成23年度版)
Vol.1 老齢年金-加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
Vol.2 老齢年金-年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。
＜平成23年5月発刊予定＞



国民年金法総覧 (平成22年4月版)
B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)
法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を掲載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。3年ぶりの改訂版。

株式会社 **社会保険研究所**
東京 ☎ (03) 3252-7901 関西 ☎ (06) 6765-7836
中部 ☎ (052) 951-0261 中国 ☎ (082) 223-2707
http://www.shaho.co.jp/shaho
※平成23年発刊予定図書の表紙は前年度版です。

頑張る！ 年金事務所

年金制度を一層理解していただくためには 幅広い応援団が必要

今回、岩手県の花巻年金事務所を訪れたのは巨大地震発生後の3月1日。地震発生後、所長からは左記のメールが届いた。被災者の方々には衷心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を願わずにはいられない。災害前の取材のため、ちぐはぐな印象を与えかねない記事となったがご容赦願いたい。

花巻は揺れは大きかったものの、けが人や建物の被害もなく、三月一四日(月曜)から通常通り開所しております。

花巻年金事務所(岩手県)

花巻年金事務所の新(あたり)公彰所長は昨年、日本年金機構発足と同時に年金機構採用となった、いわゆる「民間出身者」。大学で建築工学を学び、建物の総合メンテナンス会社に就職。経歴を書くことばりばりのエンジニアだが、実は「民間の経歴のうち三分の二は総務畑、それも社会保険に携わっていた期間が長いのです」と微笑む。

なるほどヘルメットや安全靴よりスーツがよく似合う営業系や総務系の管理職タイプだ。きつと上司や部下の信頼も厚かったに違いない。ところで新所長は今年五五歳、北海道札幌市出身。大学は東京で、東京のビルメンテナンス会社に就職、そ



新所長

年金事務所での苦労といえ、窓口業務をいかにスムーズに処理するかがあげられる。ここでの受給者、被保険者の印象が年金制度全体の評価に直結するし、年金制度への信頼を回復させるにしても、年金機構本部や厚生労働省の努力だけでは限界がある。全国の年金事務所つまり第一線の対応が力ギなのだ。制度的な改善とともに、窓口業務での印象が、「年金機構に変わってよかった」とならないければならない。

最重要の職員教育 課長がOJTで実施

「他の事務所と比較して、時間外勤務の割合は少ないですが、一人あたりの業務量は増えているかもしれないですね。社保庁時代にマスコミに取り上げられたことがトラウマになっているようです」と職員を気遣う新所長。だからこそ有期職員を含めた職員教育、資質向上は重要課題。現在、年金機構で決められた職員教育のメニュー以外に、業務に関する研修を課ごとに課長が一人一人の職員に合せてOJT(実務上での教育訓練)で実施しているという。

花巻年金事務所は花巻、北上、遠野の三市と二町を管轄する。現在、遠野で出張年金相談を毎週第一木曜日に職員二名と地元(社)労士一名で行っているが、相談をより効率的に行うために四月から予約制にするという。

新所長は「今後、市町村との連携はより深めていきたいと思えます」と前向きだ。

今後、年金制度に対する国民からの一層の理解が必要だが、そのためには「幅広い応援団が必要だ」と新所長。そのため

にはすでに年金委員の研修会を年一回開催しているが、それは別に新所長は年金教育の重要性をあげる。「小さいときから年金に関する知識があれば、年金への考え方が違ってきますよ」と、小中学生や高校生への教育が必要という。

トラブルや相談事例など 情報の共有化へ

所長の女房役である山内敬副所長は、社会保険のベテラン。当日はどうしても外せない業務がありインタビューは出来なかつたが、後日、詳細なメモを送ってくれた。紙面の都合上、全文は紹介できないので抜粋して掲載する。

「機構発足当初は、窓口でのトラブルもあり、職員も萎縮している傾向が見られたが、現在ではお客さま目線での対応を心がけており、トラブルもほとんどなくなりました。これも職員の努力、意識改革の現れだと思っています。また、毎日の朝礼も充実してきており、単に連絡事項や情報提供の場だけでなく、お客さまへのサービスの確認、ワンポイントの勉強会や職員スピーチの場として有効に活用しており、事務所内の意思疎通も図られています。」

「来訪されたお客様の待ち時間をいかに短縮するかを目標に、総合案内とお客さま相談室の相談体制の見直しを検討してきました。具体的には、相談対応者の育成と交代制の導入、相談スペースの増設と待合スペースのレイアウト変更など、年金記

また年金教育をすると同時に国民年金の保険料免除も広報できる大学や専門学校へのアプローチも大切で、花巻事務所では市内の学校に職員が出向いて年金制度についての説明をしているという。

「二年間がむしやらにやってきました」という新所長だが、職員の資質向上など人材育成では「眼に見えて変わって来ました」と着実な手ごたえを感じている。最後に「お客さまから窓口対応がよくなったよという反応があります。これを広げていきたいですね」と語ってくれた。

以下、各課長から一言ずつ。大久保さえ子厚生年金適用調査課長「お客さまへの対応は、機構全体が変わったと思います。組織の風通しも良くなくなっており、年金記録問題のような事態が二度と起きないように願いながら仕事をしています。」小林俊晴厚生年金徴収課長「何とか去年より向上するように努力しています。すぐ結果が出るものではないので、経営者の理解を得るように継続的な積み重ねが大切だと思っています。」三上浩信国民年金課長「冬は積雪の多い地域もあり市町村回りも大変ですが、市町村には法定受託事務以外にもいろいろと協力いただいております。大変助かっています。未納の方にはお客様の立場で考えて、納めてもらうにはどうしたらよいかという視点で接しています。」

「年金制度への信頼回復のためには、年金委員皆様の協力が大切です。今年度は、業績等を取りまとめた『日本年金機構アニュアルレポート2009』を年金委員に送付したほか、管内三会場での『年金委員研修会』を開催し、年金記録問題に関する取組みなどを説明させていただきました。また、二月には地域年金委員の皆様のご協力をいただき、国民年金保険料の口座振替・前納に関する周知について、自治会・町内会など地域

「五日間ほど研修を受けたんですが、所長というのは正直、責任が重かったですよ。研修を受けたといっても全体の流れがやっとなかめた程度ですからね。それでお客さまの最前線に出て行くわけですから、そのぶん副所長達には苦労をかけた」と新所長。

「もの申す」お客さまも話せばわかってくる

年金事務所運営にまつわる苦労を聞くと「花巻地方は性格が真直ぐというか、はっきりともの申す」お客さまが多いようです。「所長に直接話をしたい」というお客さまもいらっしやいます。でもいわゆるクレマーではなく心を開いて話し合えば分かってもらえる方がほとんどです」とこう。

編集部寄せられた『年金に思う』

年金広報編集部には、読者のみなさまからメールを通してさまざまな「声」が寄せられています。今号では、寄せられたご意見の一部をご紹介します。

編集部では今後もみなさまのご意見を募集しております。『年金に思う』への投稿は400字以内でkoho08@nenkin.or.jpまで、お寄せください。

被災者の年金収納について、救済措置を取ってほしい

今回の東日本大震災で被災された方々には謹んでお見舞いを申しあげます。この震災に影響して、被災された地域での保険料収納は、滞りなく行うことができないのでしょうか。

被災された方に「督促」が届く、といったことが避けられるのではないのでしょうか。また、年金相談には避難所をまわるなどの配慮もほしいと思います。

避難所での生活をされ、職場を奪われた方も多く聞きます。大多数は「状況は苦しくなるばかりでも保険料を払う余裕がない」となる方だと思われまます。

災害後の業務で手一杯であろう市町村の年金窓口にも、支援してください。

被災された方は、年金の手続きまで、とても手が回らないと思われまます。無年金や低年金を招くことのないよう、被災者や被災した事業所には、職権で保険料免除の手続きをしてほしいと思います。そうすれば、被災

年金委員は、年金で地域の方、職場の方に寄り添うという趣旨で、大臣が委嘱するのだと思います。年金委員の姿が他の人の目に触れることで、年金制度への理解にも繋がるのではないのでしょうか。

年金委員の活動はどうなっているのか

年金の有難さが身に凍み分り、少しでもお役に立てればと思い、平成22年1月に年金委員の委嘱を受けました。厚生労働省や年金事務所から何もお話しなく1年を過ぎました。厚生労働大臣は、私共、年金委員に何を期待されて委嘱したのでしょうか、何か活動をと言っても、おこがましいのですが、微力ですがお手伝いをさせていた

県に年金委員の組織を立ち上げたともお聞きします。個人としては活動にも限界がありますので組織化も活動のひとつと思います。厚生労働省や年金事務所のご指導をお願いできないのでしょうか。年金の有難さを若い人にも理解してもらえるようにするためには草の根的な活動が必要だと思います。そのための年金委員だと思っています。宜しくお願ひします。(年金委員より)

効果的な年金教育を！

厚生省が昨秋「社会保障に関する教育推進プロジェクトチーム」を発足しました。日本のGDPに対する公財

に効果的な回数と方法で教育するとともに、ぜひ教育現場の意見を取り入れながら実施してほしいと思います。

政支出学校教育費の割合は、OECD加盟国の中でも低い値だといわれ、実際、社会保障制度を体系的に学ぶ機会が設けられていない今、このよう

評価方法については一部の子ども感想文などといった一面的なものではなく、客観的な指標に基づいて測定し、仮に思うような効果が得られなくても実施するうえで問題がなかったか、謙虚な姿勢で検証してほしいと思います。

に歓迎したいのですが、初年度は全国15校ほどのモデル校に厚生労働省職員が出前授業を行い、効果を測定した結果、効果的と認められればその後は全国的に実施する予定です。

年金教育をはじめとする社会保障教育の機会が充実していくことを期待し、今後も注視し続けていきたいと思ひます。(元教員)

どうか場当たり的な発想ではなく、最も効果的な対象者

東京都S区在住、会社で勤務を担っています。被災された地域の皆様にご覧舞い申し上げます。

「運用1号」ってできませんか。

日本年金機構のHPに年金の免除などのお知らせが出ていました。けれど、相変わらず被災された方にも「お届けください」とあります。

必要といふことであれば、避難所などに年金事務所の職員さんが出向いてほしいです。人手が足りないのであれば(重々承知しています)地域や職場の年金委員さんにお手伝いしていただくことなども考えていただきたいと思います。

未だ多くの方が、避難所で生活されています。市町村役場も災害の対応で手一杯のことでしょう。被災した住所で第1号被保険者の方は、「全

額免除」または、「納付したものとみなす」と、職権でできないものではないのでしょうか。どうしてもご本人の届けが必要といふことであれば、避難所などに年金事務所の職員さんが出向いてほしいです。人手が足りないのであれば(重々承知しています)地域や職場の年金委員さんにお手伝いしていただくことなども考えていただきたいと思います。

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

貫地谷しほり
2009年
加入しました!



老後までトク

- ◎掛金は全額所得控除。
- ◎掛金は自由に設定。

※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後からラク

- ◎基本は終身年金。だから、一生お受取り。
- ◎万が一の時にはご家族に一時金も。

※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。(B型を除きます。)

自営業の方にもサラリーマンなみの老後保障を。

ご相談・お問い合わせ・資料請求は
フリーダイヤル 0120-65-4192
※地域によっては携帯電話からはつながない場合があります。

国民年金基金

ご職業ごとに加入できる職能型もあります。くわしくはホームページをご覧ください。
www.npfa.or.jp

新たな救済策は特例法で「運用3号」は廃止に

市区町村の現場における混乱の多さや不公平感が強いなどの理由で、総務省の年金業務監視委員会が検討を行っていた「運用3号」の抜本改善策が示された。

三月八日、総務省の年金業務監視委員会から片山総務相に不整合記録問題に関する意見書（A）が提出され、これを受けて総務相が細川厚労相に意見を表明。さらに同日、厚労省の年金記録回復委員会において、不整合記録問題について厚労省が助言を受けた後、総務相と厚労相で協議を行った結果、厚労相は「運用3号」を廃止し、三年間の時限立法で新たな救済措置を実施することを決めた。なお厚労省は、国会での運用3号に関連する指摘や上述の意見書、助言の内容などを踏まえ、抜本改善策案の方向性と論点を整理するとともに、関係者の処分を行った。

公表された「第三号被保険者の記録不整合問題への対応について」は次のとおり。

被保険者への対応

- ① 受給資格期間の特例創設（「カラ期間」の導入）
- ② 対象者の老後生活に甚大な不利益を与えないため、特例追納が困難な場合も、その納付されなかった期間を二五年の年金受給資格期間に含めて算定する特例（年金額の計算には用いない「カラ期間」とす

A 年金業務監視委員会の意見書

平成 23 年 3 月 8 日

総務大臣
片山 善博 殿

年金業務監視委員会
委員長 郷原 信郎

意見

総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）附則第 20 条第 2 項に基づき、厚生労働省及び日本年金機構が行う年金業務の実施状況について、下記のとおり、意見を述べます。

記

当委員会は、厚生労働省が、平成 22 年 12 月 15 日付けで発した「第 3 号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第 1 号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて」（平成 22 年 12 月 15 日年管企発 1215 第 2 号年管管発 1215 第 1 号厚生労働省年金局事業企画課長及び事業管理課長連名通知。以下「課長通知」という。）に基づき実施された、年金記録上第 3 号被保険者とされている者に対する、「運用 3 号」と称する措置の適法性、妥当性について、平成 22 年度第 9 回（平成 23 年 2 月 16 日開催）及び第 10 回（平成 23 年 2 月 28 日開催）年金業務監視委員会において、ヒアリングを行うなど調査審議した結果、以下の意見を取りまとめた。

今後、「運用 3 号」及びこれに関連する施策について具体的な・総合的な検討が厚生労働省において行われることになると思われるが、当委員会としてもその検討状況を注視し、引き続き必要な調査審議を行う。

1 結論

「運用 3 号」は、その内容が国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に違反する疑いがある上、年金受給者間において著しい不公平をもたらすと考えられることから、廃止すべきである。一方、年金記録上、既に第 3 号被保険者の資格を失っているにもかかわらず、第 3 号被保険者として記載されている者に対して何らかの対策を講じる必要があることも否定できないところであり、早急に、公平・公正な対策を検討し、必要な立法措置を講ずべきである。

なお、「運用 3 号」の適用を受けることを申し出た者のうち、裁定未了の者については、「運用 3 号」の適用を行わず、正規の種別変更を行うこととし、既に裁定済みの者についても裁定の取消等の措置を検討すべきである。

2 理由

(1) 違法の疑い

「運用 3 号」は、事実と異なる年金記録に基づいて、年金保険料の支払期間の不足により国民年金の受給資格を欠く者等に対して、法律上行うことができない疑いがある年金給付、又は法律上想定している金額を超えた年金給付を行うことを、立法措置によらず、厚生労働省の課長通知によって画一的に認めるものであり、違法の疑いがある。

この点に関して、厚生労働省は、「運用 3 号」について、「年金記録を過去に遡って職権で訂正することは、多くの年金受給者及び被保険者に不測の不利益を生じさせ、公的年金制度に対する国民の信頼をも損ねることになることから、あえて、現状の年金記録を変更せずに尊重することにより、国民に大きな負担を強いることなく、現行の年金制度を運用しようとするもの」との理由により、運用として許容されるものとしているが、そもそも、年金記録は、年金受給権の内容を確定するための手段に過ぎないものであり、被保険者に年金受給の権限を付与するものではない。「年金記録の尊重」ということで年金支給の実態要件を変更することは許されない。

今回の「運用 3 号」を適用される年金記録上の「第 3 号被保険者」が、どのような経緯で、事実と異なる年金記録のまま現在に至ったのか、被保険者側に認識、悪意があったのかについて何らデータはなく、それらの者に「不測の不利益」が生じるとするのは臆測に過ぎない。

このような措置をとることなく、第 3 号被保険者の資格を喪失しているのに記録上第 3 号被保険者となっている者に対して遡って職権訂正を行うことより、むしろ、今回の「運用 3 号」の措置をとることの方が、「公的年金制度に対する国民の信頼を損なう」ものであることは、後に述べるところからも明らかであり、実質的な観点

から総合的に判断して「運用 3 号」は不適当な措置である。

(2) 実質的な不公平と不公正

「運用 3 号」は、被保険者、年金受給者間に著しい不公平をもたらす。第一に、第 3 号被保険者の資格を失った後も、年金記録上第 3 号被保険者として記載されていたために、長期間にわたって国民年金の保険料が未納となっていた者に対して、第 1 号被保険者への種別変更の手続きを行い、長期間にわたって国民年金保険料を支払ったことによって年金受給権を取得した者と同様の年金受給資格を認めることは、保険料支払額と年金給付額とのバランスの面で不公平である。

第二に、「運用 3 号」の適用開始前、年金記録上第 3 号被保険者として誤って記載されていることを年金事務所、市区町村の年金窓口等で指摘され、既に第 1 号被保険者への種別変更手続を終えている者は適用されず、「運用 3 号」の適用開始後に種別変更を行った者は一律に適用されることで、同じような立場の被保険者に対して、僅かな時期の違いによって年金給付額の著しい違いが生じ、不公平である。

そして、重要なのは、「運用 3 号」の措置が、被保険者側が年金制度を理解し、正規の届出を行ったり、年金事務所、市区町村の担当者等が、正規の届出を行わせる方向で適切な措置をとったりした場合には適用されず、被保険者側が正規の届出を行おうとせず、年金担当者等からも正規の届出を行わせるための措置をとられなかった場合に適用されるという面で、著しい不公正を生じることである。

(3) 適用の判断の恣意性

「運用 3 号」は、平成 22 年 3 月 29 日に厚生労働省において、その方針が決定され、その9か月後の同年 12 月 15 日付けの課長通知によって、平成 23 年 1 月 1 日からの実施が指示されたものであるが、どの時点で降に受け付けた種別変更の届出について「運用 3 号」を適用すべきかについて明確な指示が行われていたとは認め難く、現場の裁量によって、恣意的に適用が判断されていた疑いがある。その原因は、本来、立法によってしか行い得ない措置を、運用に関する指示によって行おうとしたことにあると考えられる。

(4) 年金の制度及び運用への信頼崩壊の恐れ

上記のように、違法の疑いがあり、著しく不公平・不公正を生じる措置を、年金事務所等の現場に実質的に大幅な裁量を与える形で実行することは、被保険者側のモラルハザードを生じさせ、年金の制度運用に対する国民の信頼を著しく損なうことになりかねない。

近い将来における年金受給のために、被保険者たる国民が長期間にわたって保険料を納付し続けることで成り立っている年金制度は、制度に対する国民の信頼なくして存立し得ない。その信頼そのものを崩壊させかねない「運用 3 号」については、速やかに廃止の決定を行うべきである。

3 参考事項

なお、当委員会の任務は、各種年金に関する厚生労働省及び日本年金機構の事務のうち「事業の実施」に関する事務について調査審議することであり、年金に関する制度の在り方は、直接的には審議事項には含まれない。しかしながら、今回の「運用 3 号」について、「他に手段がない」ことを理由に正当化しようとしてきた経緯を踏まえ、他の選択肢についても議論を行った。そこで、今後、厚生労働省において今後とらえる措置の参考として、当委員会における議論に基づき「運用 3 号」の代替案についても、言及しておきたい。

そもそも、「運用 3 号」という方法が考えられた背景には、法改正を伴う措置をとることが困難との認識も影響していたと見られる。「運用 3 号」の措置をとることが決定された平成 22 年 3 月の時点における国会情勢等からは、法改正が容易に行えないとの認識を持ったことは、それなりにやむを得ない面もあったと思われるが、今回、この「運用 3 号」の問題が大きく報道され、国会でも取り上げられ、野党側からも、その措置の不当性が厳しく指摘されている現状、及び「運用 3 号」と同様の取り扱いが長年に亘り暗黙裏に放置されていたことについての政治全体の責任に鑑みれば、与野党の協力の下に、時限立法によって、既に時効が完成している保険料債権について幅広く特例納付を認めることや、保険料未納期間を「カラ期間」として保険加入期間に算入することを認める等の措置をとることも十分に検討に値するものと考えられる。

当委員会としては、国の側の対応が不十分だったために長期間にわたって事実と反する年金記録が放置されていた被保険者に対する対策が公平で適法な手続によって行われることを強く望むものである。

る）を設けることを検討する。

②については、カラ期間となった期間への特例追納を実施する。被保険者は、三号から一号に訂正し、訂正の時点で時効により保険料を納められなくなった全期間（過去の訂正による期間を含む）にわたって、保険料を追納することができるようになることを検討する。一度に保

険料の追納が困難な場合は分割納付を認める等の配慮を検討する。

分割納付の期間や方法、追納保険料の水準については、今後検討を行う。

既裁定者への対応

① 受給資格期間の特例創設（「カラ期間」の導入）と、その期

間への特例追納の実施は、被保険者への対応と同様とする（過去に記録を訂正していた期間も、被保険者への対応と同様に含まれる）方向で検討する。

過去に支払われた年金について返還を求めると、将来の年金額を減額する等については、今後検討する。

B 年金記録回復委員会意見書の概要（案）

H23.03.30

第 3 号被保険者の記録不整合問題についての年金記録回復委員会意見の概要（案）

I 意見

1 被保険者（20～59 歳）について

- 大田バーバーのとり、昭和 61 年 4 月以降の全ての不整合 3 号期間を対象として「カラ期間」とし「特例追納」を認めることが適当。追納すべき保険料の水準は、年金確保支援法案とのバランス、年金財政への影響、当時の国民納付者とのバランスを考慮すべき。
- このような立法措置は今回限りとする。また、一般的な 1 号未納にまで拡大すべきではない。
- 既に 3 号記録を 1 号記録に正常に訂正した被保険者についても、希望者は、同様の扱いとする。

2 年金裁定により既に受給者（60 歳以上）となっている人について

- 受給者については、追納がなければ減額するといった不利益変更は困難であるとする意見が大勢。過去支給分の返納は求めず、将来分についてだけ年金減額を行う場合でも、減額上限の設定や低所得者の除外などの配慮が必要との意見があった。
- 既に 3 号記録を 1 号記録に正常に訂正した受給者も、希望者は被保険者と同様の扱いとする。
- 効率的な「不整合 3 号記録」の解明のため受給者についても「システム抽出」を実施するなど実務的処理方策の検討が必要。

3 3 年間の時限措置について

- 3 年間に集中して広報や勧奨を行うこと。事実関係の確認が困難で、3 年経過後に不整合記録の未訂正が発見された場合は、本人が知り得たときから 3 年以内であれば「特例追納」を可能とするべき。
- 今回の措置について未訂正者への十分な周知が必要。事実関係の確認が困難なケースも含めて未訂正者への具体的な訂正勧奨方法を検討すべき。

4 将来に向けた発生防止措置について

- 健康保険組合からの被扶養配偶者除籍情報の円滑な入手など新規発生防止策の実施促進を検討すること。

II 共通認識及び関連意見

- この問題は行政に起因する問題であることから不整合 3 号記録をもつ人に一定の配慮をすることも必要だが、その場合でも不公平感の緩和のためには、ある程度自己責任を問うことが必要となる。不公平感を少なくしようとするは、自己責任を問う部分を多くせざるを得ない。この点は問題の解明に向けて選んで選れないという共通認識を前提としている。
- 次回の年金制度の抜本改正期には、3 号被保険者制度そのものの見直しの議論が必要。

- ### 今後検討を行う上での課題
- ① 被保険者の取扱いとの公平性
 - ② 現在年金を受給している人の年金を減額することの法制上の可能性
 - ③ 年金を基礎に老後の生活設計を行っている高齢者の生活の安定
 - ④ 不整合記録を見つげられた人だけが不利益変更となること
- ### 「運用 3 号」通知の留保の解除及び廃止
- ① 三月八日付で、「運用 3 号」通知の留保を解除し、通知を廃止する。
 - ② 本年一月一日（昨年十二月二十五日以降受付）から二月二十四日までの間に「運用 3 号」通知に基づき裁定された人については、三月随時払い以降、既定額を支給する。ただし、抜本改善策が今年の一月一日に遡及して実施されることとなる場合には、再裁定額と既定額の差額を調整することを検討する。
 - ③ 今後の新規裁定請求（二月二十四日までに裁定されていないか

った受付済みの裁定請求を含む）については、「運用 3 号」通知の廃止の後、「運用 3 号」通知が発出される以前の本来の取扱いにより裁定を行った上、裁定者への対応の対象とすることを検討する。

④ これらの措置は、「年金確保支援法案」の衆議院修正の趣旨を踏まえ、今回の特例措置を受けするための申し出ができる期間は、法改正施行後「三年間の時限措置」とすることを検討する。

ただし、三年間に広報などを十分行っても、事実関係の確認が困難で期間内に記録の訂正ができないケースがあるため、今後対応を検討する。

三月三〇日に行われた第二十三回年金記録回復委員会では抜本改善策の方向などについて検討され、問題提起を含めた意見書が提出された（B）。また、抜本改善策の具体的な検討を行うため、厚生労働省年金局は社会保障審議会の下に「第三号被保険者不整合記録問題対策特別部会」を四月一日に設置した。政府は今国会での法案成立を目指す。



国民年金の届出・手続きを必ず行ってください

別変更届」を提出します。

被扶養配偶者の方の収入が増えたとき

会社などに勤めて、厚生年金や共済組合に加入している方の被扶養配偶者の方(二〇歳以上六〇未満の方に限り)は、国民年金の第三号被保険者にな

被扶養配偶者の配偶者が退職したとき

第三号被保険者の方のパート収入などが一三〇万円以上になったときは、被扶養配偶者でなくなり、第一号被保険者になりますので、市区町村役場に「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。

被扶養配偶者の方の収入が増えたとき

配偶者の方が退職して、厚生年金や共済組合の加入者でなくなり、それまで国民年金の第三号被保険者だった方は、被扶養配偶者でなくなり、第一号被保険者になりますので、市区町村役場に「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。

●国民年金に加入するとき、加入者の種別がかわるとき

事項	国民年金の種別
20歳になったとき	年金未加入→第1号被保険者
会社を退職したとき	第2号被保険者→第1号被保険者
第3号被保険者のパート収入が増えたとき、配偶者が退職したとき、離婚したとき	第3号被保険者→第1号被保険者

免除制度などを活用してください

平成二三年度の国民年金の第一号被保険者の保険料は、月額一万五、〇二〇円です。国民年金の保険料を納めることが経済的に困難なときには、免除制度や学生納付特例制度があり、市区町村役場または年金事務所への申請手続きによって、保険料の納付が免除されたり猶予されたりして、保険料の未納を防止できることになっています。

ご相談先は

詳細は、お住まいの市区町村役場、年金事務所または「ねんきんダイヤル」(☎〇五七〇〇五一一一六五・一般の固定電話では、市内通話料金でご利用できます)へお問い合わせください。

町村役場、年金事務所または「ねんきんダイヤル」(☎〇五七〇〇五一一一六五・一般の固定電話では、市内通話料金でご利用できます)へお問い合わせください。
※携帯電話で「ねんきんダイヤル」をご利用されると、通話料は全額お客様のご負担になります。

ご案内

この記事は市区町村の広報誌(紙)にそのまま掲載していただけます。なお、この記事は当協会のHPからPDF、テキストデータとしてダウンロードできますので、ご自由にお使いください。

次のようなときには、お住まいの市区町村役場への届出が必要ですが、届出を忘れずに行って、あなたの大切な年金の権利を守ってください。

二〇歳になったとき

厚生年金や共済組合に加入していない方が、二〇歳になったときは、国民年金の第一号被保険者になりますので、市区町村役場に「国民年金被保険者資格取得届」を提出します。

会社を退職したとき

会社などに勤めていて、厚生年金や共済組合に加入している方は、国民年金の第二号被保険者になります。

第二号被保険者の方が六〇歳になる前に、会社などを退職したときは、国民年金の第一号被保険者になりますので、市区町村役場に「国民年金被保険者種

視点 column

コラム 観点

未公開株や怪しい社債、イラクの通貨ディナールを使った投資など、高齢者を中心に金融被害にあう人が増えています。「自分はそんな怪しい投資話には絶対に乗らない」と思っている人でも、身近な金融機関が販売する金融商品でトラブルに巻き込まれることもあります。

利率の高い!? お得な保険

だいたいという案内が突然届きました。月に約六万五千円もの保険料を払ってくださいますという内容です。

この女性は三年ほど前、満期になった貯金の継続をするため訪れた金融機関の窓口で「今は貯金しても金利は低い。これは三%だからとてもお得ですよ」と養老保険を勧められました。当時の預貯金の三%とは桁違いの高い金利と聞き、約二七万円を払って養老保険の契約をしたのです。

このときに一括ですべて払ったものと思っていたのですが、調べてみると満期までの十年のうち最初の三年分だけの保険料を「前納」していたことが

分かったのです。また、満期までの残り七年間保険料を払い続けると六〇〇万円の満期金ももらえるのですが、高い年齢での契約のため保険料が割高なこともあり、結果的には一五〇万円以上損することも分かりました。

高齢の年金生活の身で、これから月に六万五千円もの保険料を支払っていくのは困難です。ところが、解約しても返戻金はわずか約二八万円しか戻らないのです。これでは、騙されたも同然です。

保険料はまとめて払うと月払いよりも割引されます。その割引率が、金融機関の窓口で言われた「三%」だったの

です。高齢者に対して、保険料の前納割引率を「利率」と誤解させるような説明は大変問題です。また、長い保険期間のうち数年分だけ保険料を前納させるのなら、その後の保険料支払いについてもきちんとした説明をする必要があるはず

です。日頃から詐欺的な投資話には気をつけていても、身近な金融機関にはつい油断してしまうのでしよう。高齢者は過去の高金利時代を味わっているために、少しでも有利な金融商品を探し求めたくなるのですが、今のところ「元本保証で高利回り」の金融商品は存在しません。昔の高金利時代のことには早く忘れてください。

ファイナンシャルプランナー 須藤臣(ふじのむら) 須藤臣(ふじのむら)

日本国民年金協会の図書

国民年金実務担当者ハンドブック



資格取得届出書、免除申請書、裁定請求書などに係る市区町村の実務について解説。市区町村の国民年金担当者必携のハンドブックです。A5判 112ページ 定価: 525円(消費税込・送料別途)

22年3月刊行

年金委員ハンドブック



活動事例、活動の留意点をはじめ、データを豊富に掲載し、主に地域型の年金委員の皆さまの活動に必要な情報を一冊の本にまとめました。A5判 128ページ 定価: 525円(消費税込・送料別途)

22年11月刊行

ご注文はファクシミリで ※書店では取り扱っておりません。

FAX. 03-3265-2894

社団法人 日本国民年金協会